

審 第 1 7 1 1 号
答 申 第 2 1 9 号
平成30年11月20日

千葉県公安委員会
委員長 佐藤 健太郎 様

千葉県個人情報保護審議会
会 長 土 屋 俊

審査請求に対する裁決について（答申）

平成28年4月20日付け公委（○警）発第〇〇号による下記の諮問について、
別紙のとおり答申します。

記

諮問第196号

平成28年3月13日付けで審査請求人から提起された自己情報部分訂正決定
（平成28年2月29日付け○警発第〇〇号）に係る審査請求の裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県警察本部長（以下「実施機関」という。）が平成28年2月29日付け○警発第○○号で行った自己情報部分訂正決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

実施機関の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成27年12月21日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、「私が平成○○年○○月○○日○○駅近くの居酒屋『○○○○』でトラブルになった後、○○警察署で飲酒検知されたときの結果が分かる文書」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 本件開示請求に対し、実施機関は、「保護取扱カード（平成○○年○○月○○日付けのもの）」及び「被保護者観察表（平成○○年○○月○○日付けのもの）」（以下まとめて「本件文書」という。）を特定し、自己情報部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成28年2月1日付けで実施機関に対し、条例第31条第1項の規定により、別表1及び2のとおり、本件文書の訂正請求（以下「本件訂正請求」という。）を行った。
- (4) 本件訂正請求に対し実施機関は、本件文書の一部について別表3のとおり訂正し、その余の別表4に掲げる情報については訂正しないとして本件決定を行った。
- (5) 審査請求人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、実施機関の上級行政庁である千葉県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、平成28年3月13日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (6) 本件審査請求を受けて、諮問実施機関は、条例第46条第1項の規定により、平成28年4月20日付け公委（○警）発第○○号で審議会に諮問した。

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求人は、審査請求書において以下のとおり記載している。

ア 審査請求の趣旨

○警発第○○号 下記の通り再訂正を求める。

イ 審査請求の理由

「人命救助保護着手日時欄」平成○○年○○月○○日（土）午前○時○○分

私飲酒者が〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇前公衆電話内で110番通報中背後のドアを開けて「〇〇と呼び」〇〇警察と名乗り 〇〇〇〇に行くと強要 〇〇〇〇〇〇〇〇居酒屋〇〇〇〇店外路上で私飲酒者を署員男が倒し 暴行傷害中、覆面パトカーへ通報、殺して消し去ってもよい。刑事（男）3名が人命救助保護 刑事課（男）加害者の被告訴人及び被害届受理

ア 審査請求人の110番通報を妨害した〇〇署刑事が審査請求人に飲酒を強要した後暴行し、被保護者を騙ったとする点

ウ ○○警察署は2回に渡って告訴状を不受理とし、○○署刑事を不当擁護したが、千葉県警察本部刑事部捜査第一課は告訴状を受理したとする点

理由説明書において、諮問実施機関はおおむね次のとおり主張している。

実施機関は、保護取扱いに関する訓令（昭和４８年本部訓令第２３号。以下「保護訓令」という。）第２２条において「保護された者を取り扱ったときは保護取扱カードに所要事項を記載し、その状況を明らかにしておかなければならない」と規定しており、警察官が保護に着手した場合は、当該保護に係る保護取扱カードを作成している。

前記３（１）により、審査請求人が、本件決定に関して、別表４中の「保護着手日時欄」及び「発見の状況及び保護を必要と認めた理由欄」の不訂正決定の部分的な取消しを求めるものと判断した。

〇〇警察署の調査の結果、本件文書については、保護に着手した警察官（〇〇警察署当直員及び当直主任）が、審査請求人を被保護者として取扱い、保護を要する者であることを判断した客観的な理由、同着手時の被保護者の歩行能力、言動、負傷、その他の異常の状況等を綿密に観察した結果を記載していることが判明した。

2

関する実施機関の検討については別表5のとおりである。

(4) 訂正請求の対象となる「事実」

ア 条例第30条第1項における訂正請求権

「何人も、開示決定に基づき開示を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、その訂正（追加又は削除を含む。以下同じ）の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。」

と訂正請求権を規定している。

イ 千葉県個人情報保護条例解釈運用基準（平成5年9月28日制定）における「事実」の解釈

「氏名、住所、年齢、性別、生年月日、家族構成、学歴、日時、金額、面積、数量等の事実を言う。これらの情報は、その性質上客観的な正誤の判定に適するものであることから、『事実』に限って訂正請求権を認めることとした。」

との解釈を示している。

ウ 本件審査請求に係る記載の訂正請求の対象となる「事実」該当性

(ア) 個人情報には、前記のとおり「事実」に関するものと、それ以外に「評価・判断等」に関するものがあり、事実に関する情報は、客観的な正誤の判定が容易であり、訂正請求の対象になるが、個人に関する評価、判断、意見等のように客観的な正誤の判断になじまない情報は、訂正請求の対象にならないと解される。

審査請求人が訂正を求める「保護着手日時欄」及び「発見の状況及び保護を必要と認めた理由欄」について、訂正請求の対象となる「事実」の該当性について検討を行う。

(イ) 「保護着手日時欄」に関して、審査請求人が訂正を申し立てている日時である「平成〇〇年〇〇月〇〇日午前〇時△△分」について確認したところ、同日時に同人が「飲み屋でトラブルになった」旨の110番通報を行っているが、この後、警察官が同人（被保護者）の保護に着手した時間は、保護カードに記載されている、「平成〇〇年〇〇月〇〇日午前〇時××分」となる。

(ウ) このとおり、審査請求人は、自身が110番した日時を保護着手日時として捉えていると思料されるものの、「保護着手日時欄」については、保護に携わった警察官が、保護に着手したと判断した日時を記載するものであり、当該警察官の「評価・判断等」に関するものであると認められる。また、審査請求人は、同項目に人命救助なる用語を加えるように請求を行っているが、この項目は、当該警察官が保護事案を取り扱った際に作成する保護カードに、保護の着手日時を明らかにする事項を記載する欄として、千葉県警察において様式として定められたものであり、同人の主張に従って書き加える必要性が認められない。

(エ) 「発見の状況及び保護を必要と認めた理由欄」については、保護に携わった警察官が、現場の状況を踏まえ、被保護者の言動等を評価の上、要約して記載したものであり、全体が、被保護者の保護の必要性についての当該警察官の「評価・判断等」に関するものであると認められる。

(オ) したがって、本件対象文書中の不訂正とした部分は、個人に関する評価、判

断、意見等のように客観的な正誤の判定になじまない情報又は様式として千葉県警察において定められた項目であるほか、審査請求人が訂正請求に際して提出した資料については、別表5のとおり、条例第31条にある「訂正請求の趣旨及び理由が事実と合致することを明らかにする書類等」には該当するものではないことから不訂正としたものである。

(5) 審査請求人の主張

審査請求人の前記3(1)イの申立てについては、本件決定に何らの影響を及ぼすものではなく、審査請求人の主張は認められない。

(6) 結論

以上のことから、本件決定は、適法かつ妥当であると考ええる。

5 審議会の判断

(1) 本件文書について

本件文書は、実施機関が、〇〇市内の飲食店において発生したトラブルの関係者である審査請求人に対し、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第3条第1項による保護を行った事案（以下「本件保護事案」という。）の一連の対応状況を記録した行政文書である。

(2) 訂正の要否について

ア 本件審査請求において、審査請求人は、本件文書のうち、保護取扱カードの「保護着手日時」（以下「本件請求情報1」という。）との項目名を「人命救助保護着手日時」に、保護着手時刻の「午前〇時××分」との記載（以下「本件請求情報2」という。）を「午前〇時〇〇分」に、「発見の状況及び保護を必要と認めた理由」欄の記載（以下「本件請求情報3」という。）を前記3(1)イのとおり訂正することを求めているところ、諮問実施機関は、これらの情報について訂正する理由がない旨を説明するものであるが、審議会としては、本件決定において実施機関が訂正しないとした別表4に掲げる全ての情報の訂正の要否について、以下検討する。

イ 本件請求情報1から本件請求情報3まで

(ア) 本件請求情報1は、実施機関において保護事案の状況を記録するために使用されている規定様式の定型的な項目名に過ぎないものであり、本件保護事案の状況を記録するため当該様式を使用したことを不合理若しくは不自然とする特段の事情も見当たらないのであるから、その性質上、訂正請求の対象となる審査請求人の個人情報には該当しないというほかない。

(イ) 次に、本件請求情報2は、前記4(4)ウ(ウ)のとおり保護事案の担当職員が保護に着手したとみなした時刻を記録しているものであり、そうすると、その内容を事後的に訂正することは本件文書における保護事案の経過記録としての意味を没却することになりかねない。

(ウ) さらに、本件請求情報3は、前記4(4)ウ(エ)のとおり担当職員が保護事案の対象者について保護する必要があると判断した理由を記載したもので、その性質は評価・判断に関する情報というべきであり、また、(イ)と同様に、その内

容を事後的に訂正することは本件文書における保護事案の経過記録としての意味を没却することになりかねない。

(エ) したがって、本件請求情報 1 から本件請求情報 3 までの情報を訂正しないこととした実施機関の判断に違法又は不当な点は認められない。

ウ その他の不訂正情報

(ア) 本件請求情報 1 から本件請求情報 3 までの情報以外の別表 4 に掲げる情報（以下「本件請求情報 4」という。）は、規定様式の項目名のほか、保護を実施した場所、保護の端緒、保護の法的根拠、保護に関与した警察職員の氏名及び保護当時の審査請求人の状況を観察した結果を記録した情報である。

(イ) 本件請求情報 4 のうち、項目名については本件請求情報 1 と同様の性質であること、また、その余の情報についても、本件訂正請求にあたって提出された別表 5 に掲げる資料を見分した限りその内容が事実と合致しないことをうかがわせるような特段の事情は見当たらないこと、さらに、担当職員が保護当時の状況や被保護者を観察した結果を選択形式等によって端的に記録するという本件文書の作成目的からするとこれらの記録を事後的に訂正することは本件文書の経過記録としての意味を没却することになりかねないことからすれば、本件請求情報 4 を訂正しないこととした実施機関の判断に違法又は不当な点は認められない。

(3) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 28 年 4 月 22 日	諮問書の受理
平成 28 年 7 月 1 日	諮問実施機関の理由説明書受理
平成 28 年 7 月 25 日	意見書の受理
平成 30 年 7 月 25 日	審議（平成 30 年度第 4 回第 2 部会）
平成 30 年 9 月 28 日	審議（平成 30 年度第 5 回第 2 部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会

(五十音順)

氏 名	職 業 等	備 考
石井 徹哉	千葉大学副学長	
中曽根 玲子	國學院大學法学部教授	部会長
藤岡 園子	弁護士	部会長職務代理者

別表1 保護取扱カード（平成〇〇年〇〇月〇〇日付けのもの）

本件文書の 訂正請求部分	訂正前	訂正後
保護取扱者欄	保護取扱者	人命救助保護取扱者
被保護者の種別欄	被保護者の種別	人命救助保護者の種別
被保護者欄	被保護者	人命救助保護者
	生年月日等 〇〇年〇〇月〇〇日生（〇〇歳）〇	生年月日等 〇〇年〇〇月〇〇日生（〇〇歳）〇
保護着手日時欄	保護着手日時	人命保護着手日時
	平成〇〇年〇〇月〇〇日午前〇〇時〇〇分	平成〇〇年〇〇月〇〇日午前〇〇時〇〇分
保護着手場所欄	保護着手場所	人命救助保護場所
	〇〇市〇〇〇〇 居酒屋〇〇〇〇前路上	〇〇市〇〇〇〇 居酒屋〇〇〇〇店外前路上
保護の端緒欄	保護の端緒	人命救助保護の端緒
	☒ その他（ ）	☒ その他（刑事らが計画的発見）
発見の状況及び保護を必要と認めた理由欄	当署員から「居酒屋で相手とトラブルになっている」旨の通報を受けたことから、本職等は直ちに現場に赴いた。 現場には当署員が店舗内で暴れた被保護者を制止している状況にあったが、被保護者は未だ泥酔状態であり、大声を出す、暴れる等の状況が認められたことから、自己又は	当署員は生活安全課、〇〇市〇〇〇〇商店街付近の売春呼び込み等をパトロール巡回中、私飲酒者が110番通報中 当署員が妨害言動 ドアを開けて、〇〇と呼び出し 〇〇警察と名乗り 私服黒コート 黒縁メガネ着用 〇〇〇〇に行くと 強要 途中警察バッチを求めたが 拒否

	他人の生命身体に危害を加える虞があると認め、保護に着手したものである。	(歩行中 当署員男が 刑事両車に通報し 居酒屋 ○○ ○○ 付近 路上駐車と指令) ○○○○ 入店は午前 ○○時○○分 店主、客人2名 白髪の○○さん、○○らは出入口 カウンター席、奥カウンター 当署員の隣り私飲酒者着席 当署員 2名分 ウロンチューハイ 2, 000円支払い 当署員は公務中であり飲酒せず、私に飲酒させてた、入店禁止者と告知すると ○○が 入店禁止者が飲酒している、当署員も挑発言動でトラブルた私は正当防衛であるが 当署員が引き戸を締めて 店外路上で暴行傷害、私を倒して 口鼻を塞ぎ殺してもよいと口述直後刑事三名が人命救助保護である
保護の法的根拠欄	☒ 警職法第3条1項	☒ 警職法第1条2項
身体被服の損傷等欄 病状及び外傷被服の損傷等の部位程度	○○	○○ ○○ ○○ ○○・○○
保護の場所欄	☒ 警察署 ☒ その他	☒ 警察署 ☒ 被害者相談室
警察署引継者欄	生活安全課 階級 警部 氏名 ○○	生活安全課 階級 警部 氏名 ○○ 幹部は 飲酒させた 署員併せて暴行傷害者の氏名を認識している

別表2 被保護者観察表（平成〇〇年〇〇月〇〇日付けのもの）

本件文書の 訂正請求部分	訂正前	訂正後
被保護者欄	被保護者	人命救助保護者
歩行能力欄	☒ 千鳥足	☒ 正常
言動欄	☒ くどい	☒ 普通
態度欄	☒ けんか腰	☒ 普通
外傷欄	☒ 〇〇	☒ 〇〇・〇〇 ☒ 〇〇・〇〇
その他の異常欄	☒ その他（〇〇）	☒ その他 （〇〇警察官が〇〇で〇〇 で〇〇）

別表3 訂正内容

本件文書の 訂正請求部分	訂正前	訂正後
被保護者欄	生年月日等 〇〇年〇〇月〇 〇日生（〇〇歳）〇	生年月日等 〇〇年〇〇月〇 〇日生（〇〇歳）〇

別表4 訂正をしない部分

行政文書の 件名	記載欄	本件決定における不訂正部分	訂正をしない理由
保護取扱 カード（平 成〇〇年 〇〇月〇 〇日付け のもの）	保護取扱者欄	保護取扱者	保護取扱カード は、警察官が、当 該保護に係る警 察官の判断、取扱 状況等を記載す るもので、被保護 者観察表は、警察 官が、当該被保護 者の疾病や負傷 等の有無を観察 した結果を記録
	被保護者の種 別欄	被保護者の種別	
	被保護者欄	被保護者	
	保護着手日時 欄	保護着手日時	
		平成〇〇年〇〇月〇〇日午前〇〇 時〇〇分	
	保護着手場所 欄	保護着手場所	
		〇〇市〇〇〇〇 居酒屋〇〇〇〇 前路上	
	保護の端緒欄	保護の端緒	

		☒ その他 ()	するものであり、訂正をしない部分については、提出された資料に、記載が事実と異なると判断できない具体的な根拠がなく、客観的な正誤の判定に適するものではないものを含み、かつ、調査の結果、誤りが認められないことから、訂正請求の趣旨及び理由が認められないため。
発見の状況及び保護を必要と認めた理由欄	当署員から「居酒屋で相手とトラブルになっている」旨の通報を受けたことから、本職等は直ちに現場に赴いた。 現場には当署員が店舗内で暴れた被保護者を制止している状況にあったが、被保護者は未だ泥酔状態であり、大声を出す、暴れる等の状況が認められたことから、自己又は他人の生命身体に危害を加える虞があると認め、保護に着手したものである。		
保護の法的根拠欄	☒ 警職法第3条1項		
身体被服の損傷等欄 病状及び外傷被服の損傷等の部位程度	〇〇		
保護の場所欄	☒ 警察署 ☒ その他		
警察署引継者欄	生活安全課 階級 警部 氏名 〇〇		
被保護者観察表(平成〇〇年〇〇月〇〇日付けのもの)	被保護者欄	被保護者	
	歩行能力欄	☒ 千鳥足	
	言動欄	☒ くどい	
	態度欄	☒ けんか腰	
	外傷欄	☒ 〇〇	
	その他の異常欄	☒ その他 (〇〇)	

別表5 審査請求人の提出資料及び同資料に関する実施機関の検討

本件 資料 番号	提出資料及び内容	提出資料に関する検討
資料 1	身体障害者手帳の写し（名義で〇〇疎甲第14号証と記載のもの。）	保護取扱カード中「被保護者欄 生年月日等 〇〇年〇〇月〇〇日（〇〇歳）〇」について〇〇警察署の調査の結果、資料1により、同人が訂正を求める生年月日が、事実合致していることが疎明され、対象文書1中の記載については誤っていることが明らかとなった。
	同資料は、千葉県から交付された、審査請求人名義の「身体障害者手帳」の写しであり、訂正請求者の生年月日が「〇〇年〇〇月〇〇日生」と記録されている。	
資料 2	警告書（疎甲第21号証と記載のもの。）	審査請求人が自ら作成したものであり、本件訂正請求内容を疎明する客観的な資料ではない。
	同資料は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付けで訂正請求者が作成した「警告書」と題する文書の写しであり、平成〇〇年〇〇月〇〇日に、〇〇警察署警察官と飲酒の上トラブルとなり、傷害を負ったことから法的措置を取る旨を〇〇警察署長に申し立てる文書である。	
資料 3	領収証の写し（疎甲第10号証と記載のもの。）	関係場所である居酒屋〇〇〇〇において発行された領収証の写しであり、宛名は〇〇警察署員、領収金額は2,000円と記載されているものの、居酒屋〇〇〇〇において〇〇警察署員宛の領収証が作成されたという状況を明らかにするのみであり、本件の訂正請求内容を疎明する資料として認められない。
	同資料は、居酒屋〇〇〇〇から〇〇警察署員宛てに発行されたものとして記載のある額面2,000円の「領収証」を複写したものである。	
資料 4	覚え書（疎甲第12号証と記載のもの。）	居酒屋〇〇〇〇の店主名が書かれた「覚え書」と題する文書であり、審査請求人の店内での状況や審査請求人の他の訂正請求に関する内容等の記載のみであり、本件訂正請求内容を疎明する客観的な資料ではない。
	同資料は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け居酒屋〇〇〇〇の店主名が書かれた「覚え書」と題する文書の写しである。	